

# 平成23年 第1回定例会

## 政策総務常任委員会 提出資料

### ◎議案事項

議案第70号	
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について	1

### ◎所管事項

1 平成23年度の経営改善目標について	3
2 県有施設に係る管理運営費について	11
3 個人県民税対策について	13
4 本庁舎の執務スペースの改善について	17
5 一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付について	19
6 伊勢庁舎建設スケジュールについて	21
7 平成21年度包括外部監査結果に対する対応結果（総務部関係）について	25
8 平成22年度包括外部監査結果について	29
9 審議会等の審議状況について	38
(1) 三重県公益認定等審議会	

平成23年3月9日

総務部

## ◎議案事項

### 議案第70号

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

(非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得について)

仕事と家庭の両立を図る観点から、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、平成23年4月1日から、一定の要件(※)の下で、非常勤職員も育児休業及び部分休業をすることができるようになります。

※ 一定の要件とは、それぞれ次のとおりです。

##### (育児休業)

- ア 引き続き在職した期間が1年以上であること
- イ 子の1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれること
  - 〔ただし、子の1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかである場合を除く〕
- ウ 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること

##### (部分休業)

- ア 引き続き在職した期間が1年以上であること
- イ 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること
- ウ 1日の勤務時間が6時間15分以上であること

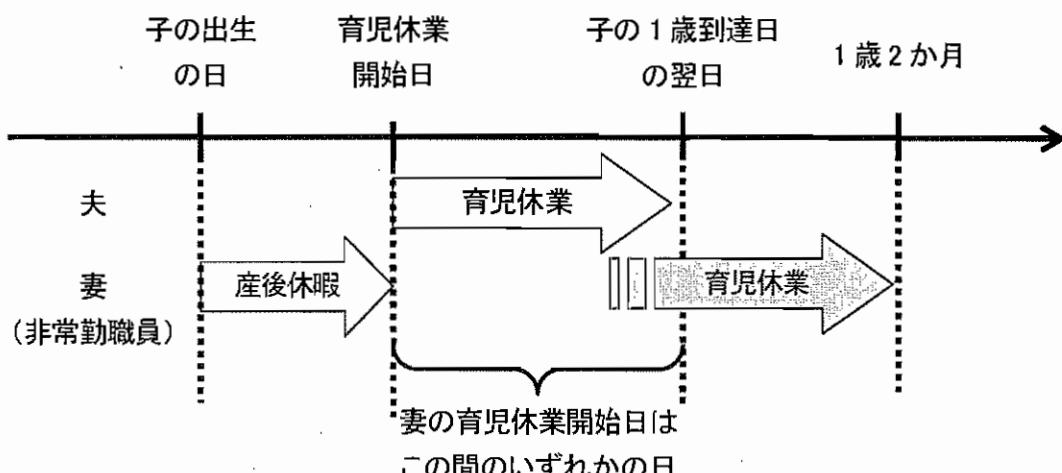
## 1 育児休業

原則として、在職期間が1年以上の非常勤職員は、子が1歳に達する日まで育児休業（無給）をすることができます。

### <育児休業の期間の特例>

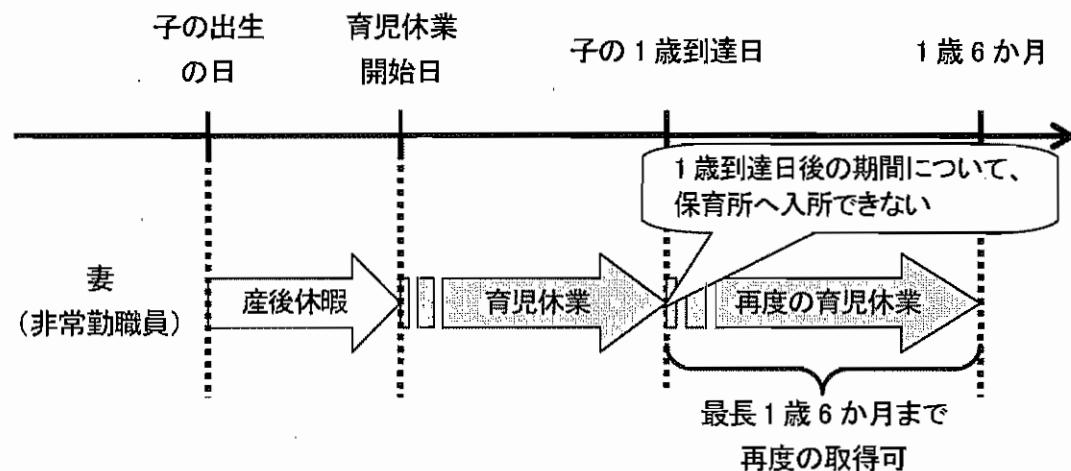
#### ①夫婦がともに育児休業をする場合 子が1歳2か月に達する日まで

例) 夫が、子が1歳に達する日までに育児休業をした場合、妻は、子が1歳2か月に達する日までの間で、育児休業（産後休暇を含め最長1年）をすることができます。



## ②子の養育上特に必要と認められる場合 子が1歳6か月に達する日まで

例) 妻（非常勤職員）が育児休業をし、子が1歳に達した後は、保育所へ入所させることを希望していたが、入所できなかった場合、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業をすることができます。



※ 子の養育上特に必要と認められる場合には、他に、常態として子の養育を行う予定であった配偶者が死亡した場合や負傷、疾病等により子の養育が困難な状態になった場合等があります。

## 2 部分休業

原則として、在職期間が1年以上で1日の勤務時間が6時間15分以上の非常勤職員は、子が3歳に達するまで部分休業（無給）をすることができます。

※ 再任用短時間勤務職員の部分休業は常勤職員と同じです。

※ 部分休業の取得単位は30分です。

### <部分休業が承認される時間>

1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（最長2時間）の範囲内

※ 育児時間を取り得している場合は、育児時間も含めて最長2時間の範囲内です。

#### (参考) 非常勤職員の育児時間（業務補助職員の例）

- ・生後一定期間の子の保育のために必要と認められる授乳や託児所への送迎等を行う場合に与えられる休暇（無給）
- ・子が1歳9か月に達するまで、1日2回それぞれ30分以内で取得可

## ◎所管事項

# 1 平成23年度の経営改善目標について

## 1 経緯

本県では、「みえ経営改善プラン（改定計画）」において平成17～21年度の5年間の計画を定め、行政改革推進法や「骨太の方針2006」など、国が示した行政改革の方針にも対応して経営改善に取り組んできたところです。また、平成22年度は、経営改善プランの考え方を踏まえながら、年度目標を定め改善に取り組んできました。

県政運営を取り巻く環境は、国の地域主権改革の動向など不透明な状況にありますが、厳しい行財政環境が予想される中、今後も不断の改善に取り組む必要があることから、平成23年度においても、引き続き年度目標を設定し経営改善に取り組みます。

## 2 平成23年度経営改善目標

### (1) みえ行政経営体系

#### ① 経営品質向上活動

平成17～21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
経営品質理解度（経営品質の趣旨を理解している職員の割合） 16年度 67.7% → 21年度 90% (21年度実績 83.7%)	90%	90%
率先実行大賞への応募取組数 16年度 71件 → 21年度 150件 (21年度実績 199件)	230件	経営品質向上活動に対する職員の共感度 85% (22年度実績 84.3%)
学校経営品質に取り組んでいる学校 すべての公立の小中学校、県立学校 (21年度実績 613校)	学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合 92%	92%

#### ② 危機管理

平成17～21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
危機管理の取組に対する率先実行取組等による進行管理を、より一層、徹底させ、活発な対話によるリスクの把握とその対応に向けた取組が全ての所属で行われるようにしていきます。 (18年度～)	危機管理の取組に対する率先実行取組等による進行管理を、より一層、徹底させ、活発な対話によるリスクの把握や部局独自の危機管理研修が全部局で行われるようにし、危機の対応に向けた取組が全ての所属で行われるようにしていきます。	(22年度の取組を継続)

#### ③ 環境マネジメントシステム（ISO14001）

平成17～21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
庁内オフィスごみ 5%削減 (基準：平成15年度 870.5㌧) (21年度実績 815.3㌧ ▲6.8%)	庁内オフィスごみ 5%削減 (基準：平成18・19年度実績 平均 970.1㌧)	環境マネジメントシステムに対する職員の理解度 92% (22年度実績 90.7%)
コピー用紙 5%削減 (基準：平成15年度 356.9㌧) (21年度実績 334.4㌧ ▲6.3%)	コピー用紙 5%削減 (基準：平成18・19年度実績 平均 694.5㌧)	

<p><b>温室効果ガス</b> 22年度までに12%削減 (基準:平成15年度 10,335t-CO2) (21年度実績9,040t-CO2 ▲12.5%)</p>	<p><b>温室効果ガス</b> 電気使用量 13%削減 (基準:平成18・19年度実績 平均 7,625t-CO2) 公用車燃料 7%削減 (基準:平成18・19年度実績 平均 1,953t-CO2)</p>	<p>環境マネジメントシステムに対する職員の共感度 84.5% (22年度実績 83.4%)</p>
---	---	--

#### ④ 広聴広報・情報マネジメント

平成17~21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
県政だより満足度 80% (21年度実績 80.3%)	80%	80%

#### ⑤ みえ政策評価システム

平成17~21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
評価結果が活用できたと思っている職員の割合 80% (21年度実績 81.4%)	85%	85%

### (2) 経営資源の配分等

#### ① 県組織の見直し

平成17~21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
次の視点を基本として弾力的に見直しを行います。 ・「第二次戦略計画」の着実な推進に向けた組織体制の整備 ・地方分権の進展等に伴う県の役割変化を踏まえた組織体制の整備 ・わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制の整備	「県民しあわせプラン」の次期戦略計画の準備状況や国による地域主権改革の動向等を踏まえつつ、県の施策を効果的に推進できる、また、わかりやすく、簡素で効率的な組織体制をめざします。	県の施策を効果的に推進できる、また、わかりやすく、簡素で効率的な組織体制をめざします。

#### ② 人材育成の推進

平成17~21年度の取組目標	22年度目標	23年度目標
(人材育成ビジョンに基づく研修等の充実)  17年度に策定した新たな「人材育成ビジョン」に基づく研修体系による職員研修の整備、充実などにより、職員の人材育成、能力開発への支援を行っていきます。	(人材育成ビジョンに基づく研修等の充実)  17年度に策定した新たな「人材育成ビジョン」に基づく研修体系による職員研修の整備、充実などにより、職員の人材育成、能力開発への支援を行っていきます。	(22年度の取組を継続)
・職務遂行能力不足等の職員に対して的確に指導し、対応する仕組みを整備、運用しています。 ・能力や実績に基づく任用と待遇のため、現在管理職員に導入している勤務評価制度を全職員に拡大します。	・職務遂行能力不足等の職員に対して的確に指導し、対応します。 ・職員の意欲・能力の向上と職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成による組織力の向上のため、現在試行している勤務評価制度を定着させるとともに、能力や実績に基づく任用と待遇に取り組みます。	(22年度の取組を継続)

### ③ 定員管理

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 (24,996 人) を基準として、平成 22 年 4 月 1 日までに△4.6% (約 1,140 人) を目標に削減を行ふとともに、県立看護大学の地方独立行政法人への移行、公営企業のあり方検討などにより、約△5.7% の削減をめざします。(22.4.1 実績 23,897 人 ▲1,099 人)</p>	<p>県政運営にあたっては、今後も様々な行政需要への対応が求められるとともに、国による制度や事業の見直しなどによる影響も想定されます。</p> <p>定員管理についてはこれまでに相当の取組を行つきましたが、県を取り巻く行財政環境は引き続き厳しい状況にあります。こうしたなか、新たな行政需要等については、既存事業や事務の徹底した見直しなどにより、スクラップアンドビルトで対応するとともに、国などによる制度や事業の見直しも含め今後の事務・事業の状況を踏まえ、引き続きスリムで効率的な行政運営を進めます。</p> <p>公営企業部門については、経営計画などに基づき、定員管理を行います。</p> <p>国の法令により配置基準が定められている公立学校教職員や警察官については、関係法令の状況などを踏まえ、定員管理を行います。</p>	(22 年度の取組を継続)

### ④ 給与等の適正化

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>勤務実績に基づく新たな昇給制度及び勤勉手当に勤務実績をより反映し得る仕組みについて、早期の構築・導入を図ります。管理職員については、平成 18 年度から新たな勤務評定制度を導入し、評定結果を給与に反映するとともに、その他の職員についても早期に新たな勤務評定制度を導入し、評定結果を給与に反映できるよう取組を進めます。</p>	<p>職員の意欲・能力及び組織力の向上のため、能力や実績に基づくより適正な給与制度・運用、給与処遇に取り組み、一般職員についても昇給や勤勉手当に勤務実績を反映する仕組みについて検討を進めます。</p>	(22 年度の取組を継続)
<p>福利厚生については、引き続き、実施状況を公表するとともに、制度の分析・点検を実施し、必要な見直しを行うことによって、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。</p>	<p>福利厚生については、引き続き、実施状況を公表するとともに、制度の分析・点検を実施し、見直しを行います。</p>	(22 年度の取組を継続)

## ⑤ 公正の確保と透明性の向上

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(情報公開の一層の推進) 公文書の開示決定における開示・非開示判断の適正度(公文書開示請求の開示決定等に対する開示請求者等(県民等)からの不服申立について、三重県情報公開審査会が行政機関の決定が適正であると判断した割合)の向上 17 年度 45% → 21 年度 55%以上 (21 年度実績 67%)	55% 以上	67% 以上
(会計事務の適正化) 出納局検査及び会計相談の業務推進有益度(被検査所属アンケートによる 5 段階評価結果・最高点は 5.0) 18 年度 3.91 → 21 年度 4.36 (21 年度実績 4.39) (23 年度目標) 監査結果における財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見数(実施 1 か所あたり) (22 年度実績 0.56)	4.51 —	— 0.54
(監査委員監査の充実) 監査結果に対する改善率(既に改善を終えたもの、または改善に取り組み引き続き改善しているもの) 16 年度 (16 年度定期監査に対する改善率) 72.7% → 21 年度 85.0% (21 年度実績 83.1%)	85.0%	85.5%
(外部監査制度の有効活用) 指摘内容に対する改善率(既に改善を終えたもの、または改善に取り組み引き続き改善しているもの)が 100%となるよう、取組を進めます。 16 年度(15 年度監査に対する改善率) 91.3% (21 年度実績 98.8%)	100%	100%

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(情報公開の一層の推進) 公の施設の管理に係る情報公開 全ての指定管理者において情報公開制度が実施されるよう支援していきます。	(情報公開の一層の推進) 公の施設の管理に係る情報公開 全ての指定管理者において情報公開制度が実施されるよう支援していきます。	(22 年度の取組を継続)
(入札契約制度の改革) 平成 19 年度の取組に対する検証結果等を踏まえ、引き続き、より公正性、透明性、競争性が確保される入札契約制度の取組を進めます。	(入札契約制度の改革) 公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事・物件の品質確保と地域企業・事業者の育成を図るために、入札・契約制度のさらなる改善と適切な運用に取り組みます。	(22 年度の取組を継続)
(要望等取扱要領) 県政運営の公平性、透明性を高めるため、要領の周知・啓発に努めるとともに、統一的な運用を徹底していきます。	(要望等取扱要領) 県政運営の公平性、透明性を高めるため、要領の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。	(22 年度の取組を継続)
(職員等公益通報取扱要綱) 県政運営の透明性を高めるため、要綱の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。	(職員等公益通報取扱要綱) 県政運営の透明性を高めるため、要綱の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。	(22 年度の取組を継続)

## ⑥ 電子自治体の推進

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(総合的な観点での情報化の推進)  全庁的に統一された調達指針を策定するとともに、各部局の IT 調達を管理する体制（情報システム審査委員会等）を平成 18 年度から構築・運用することにより、組織全体として IT 投資の効率化・適正化を推進します。  また、全庁の情報システムを対象に、類似システムの統合化、ハード基盤の共通化、基幹システムのあり方などを検討し、全庁の情報システムの適正化を計画的に推進します。	(総合的な観点での情報化の推進)  全庁的に統一された調達指針を策定するとともに、各部局の IT 調達を管理する体制（情報システム審査委員会等）を運用することにより、組織全体として IT 投資の効率化・適正化を推進します。  また、全庁の情報システムを対象に、類似システムの統合化、ハード基盤の共通化、基幹システムのあり方などを検討し、全庁の情報システムの適正化を計画的に推進します。	(総合的な観点での情報化の推進)  C I O 据置業務委託契約による C I O 据置等外部専門家の支援を得ながら、IT 調達管理の体制を整備・運用していくとともに、システム評価の制度を検討・構築し、IT 投資の効率化・適正化を推進します。  また、共通機能基盤の活用等により、全庁システムの効率的な運用を図るとともに、開発・再構築を支援します。
(市町の情報システム等の共同化)  共有デジタル地図を市町と共同で整備し、運用を行うとともに、住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、共同化する有用性が認められる情報システム等について、共同化に向けた取組を推進します。  また、自治会館組合が実施する共有デジタル地図更新事業については、市町とともに県も参加します。	(市町の情報システム等の共同化)  住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、共同化する有用性が認められる情報システム等について、共同化に向けた取組を推進します。  また、自治会館組合が実施する共有デジタル地図更新事業については、市町とともに県も参加します。	(情報システムの効率的な運用)  住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、共同化する有用性が認められる情報システム等について、共同化に向けた取組を継続するとともに、クラウドコンピューティングの導入についても検討していきます。  また、自治会館組合が実施する共有デジタル地図更新事業については、市町とともに県も継続して参画していきます。
(情報セキュリティ対策)  三重県電子情報安全対策基準を見直し、各情報システムの情報セキュリティ実施手順の整備を行うとともに、情報セキュリティ監査体制なども含めた情報セキュリティマネジメントを推進します。	(情報セキュリティ対策)  三重県電子情報安全対策基準を見直し、各情報システムの情報セキュリティ実施手順の整備を行うとともに、情報セキュリティ監査体制なども含めた情報セキュリティマネジメントを推進します。	(情報セキュリティ対策)  三重県電子情報安全対策基準の遵守を図るため、計画的に全庁情報システムに係る情報セキュリティ監査を実施するなど、情報セキュリティマネジメントを推進します。

## ⑦ 財政運営の不断の見直し

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
今後も財政收支見通しなどの財政情報を県民の皆様に提供するとともに、財政の健全化と県勢発展のための予算編成を行っていきます。	新たに設定した県独自の財政指標の活用、大規模施設の状況を明らかにする資産カルテの対象施設の拡充、平成 21 年度に新たに作成した財務書類 4 表の提示などを通じて、様々な財政情報を県民の皆様に提供し、県財政の現状の理解が深まるよう努めます。  また、資金調達の多様化を目的とし、広く金融市場から資金を調達できる市場公募債を発行します。財政運営にあたっては、徹底した事務事業の見直しなど財政健全化の不断の取組を行いながら、県勢発展のための予算編成を行っていきます。	(22 年度の取組を継続)

## ⑧ 公共工事のコスト縮減と品質確保の促進等

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(公共事業コスト縮減の取組) 公共事業コスト縮減に関する第 3 次行動計画に定めてい るコスト縮減率 15%（対 14 年 度比）を目標とします。	(第 4 次行動計画の実施) 公共事業コストに関する第 4 次行動計画に基づく、計画か ら維持管理までにおけるコス ト構造改善取り組みの推進	(22 年度の取組を継続)
(公共事業の品質確保の促進の 取組) 入札及び契約の適正化及び技 術管理業務の見直しに取り組み ます。	(公共事業の品質確保の促進の 取組) 総合評価方式の充実	(22 年度の取組を継続)

### (3) 県の事業のあり方

#### ① 民間委託等の推進

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(外部委託化の推進) 次の業務については、新たに外 部委託を行うとともに、その他の 業務についても引き続き検討 し、可能なものから外部委託を 進めます。 ・県政だよりの企画編集業務 ・職員研修、介護支援専門員試 験・研修の実施運営業務 ・貸付金における未収債権の回 収業務（回収困難な債権等に ついて委託） ・公共事業の用地取得業務（委 託の拡充） ・総務省所管の指定統計調査業 務（国が行う民間開放を可能 とする具体的措置に基づき、 実施内容を検討）	(外部委託化の推進) 「外部委託に係るガイドライ ン」に基づき、引き続き外部委 託化の推進に努めます。	(22 年度の取組を継続)
(指定管理者制度の活用) 指定管理者制度導入施設数（累 計） 平成 18 年度 19 施設 平成 19 年度 20 施設 平成 20 年度 27 施設 平成 21 年度 28 施設	(指定管理者制度の活用) 平成 22 年度末に指定期間の終了 を迎える 8 施設について、現指 定期間の募集選定手続きや指定 管理者の管理実績等を検証し、 その結果を踏まえ、新たな指定 管理者の募集選定手続きを進め ます。	(指定管理者制度の活用) 平成 23 年度末に指定期間の終了 を迎える 3 施設について、民間 事業者等が有するノウハウを活 用することにより、住民サービ スの質の向上を図るという指定 管理者制度本来の趣旨に則り、 更新手続きを適正に行います。
(外郭団体の見直し) 団体経営評価を実施・公表する 団体数 34 団体	(外郭団体の見直し) 団体経営評価を実施・公表する 団体数 31 団体	(外郭団体の見直し) 団体経営評価を実施・公表する 団体数 30 団体

## ② 公営企業

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(企業庁) 平成 19 年度に策定することとしている「中期経営計画」(平成 19~22 年度) の中で具体的な目標を検討します。	(企業庁) 「長期経営ビジョン」(平成 19 ~28 年度) における「経営目標」達成に向け、「中期経営計画」(平成 19~22 年度) の具体的な取組を進めます。	(企業庁) 「長期経営ビジョン」(平成 19 ~28 年度) における「経営目標」達成に向け、新たに策定する「第 2 次中期経営計画」(平成 23~26 年度) により、具体的な取組を実行していきます。
(病院事業庁) 平成 19 年度に策定することとしている新しい経営計画の中で具体的な目標を検討します。	(病院事業庁) 平成 22 年度「当面の運営方針」を策定するとともに、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき県立病院改革を推進します。また、それにかかる議論を踏まえた上で、「新たな経営計画」の策定作業に着手します。	(病院事業庁) こころの医療センター及び当面県立県営で運営される一志病院については、平成 22 年 12 月に策定した「中期経営計画」に基づき具体的な取組を進めるとともに、総合医療センター、志摩病院については、平成 24 年度に新たな経営形態に移行することを踏まえた「当面の運営方針(平成 23 年度)」を策定して具体的な取組を進めます。

## (4) 市町との連携

### ① 市町との連携強化

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
県と市町の新しい関係づくり協議会では、役割分担検討部会などの検討組織を設置し、連携強化のあり方を協議し、可能なものから順次実施していきます。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」では、引き続き県と市町の連携・協働等に関する諸課題について、検討会議を設置し、市町と十分協議しながら、可能なものから順次実施していきます。	地域づくりを推進するにあたっては、これまでに各地域において多様な主体と協働して地域づくりを進めている市町との連携を引き続き強化していくことが重要であることから、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」のもとに、市町と共通の理解を深めたうえで、連携・協働して地域づくりの基盤を整備していきます。
「市町長との膝づめミーティング」では、引き続き知事が地域に出向き、県の政策課題や市町の地域課題など喫緊の課題について意見交換します。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会 トップ会議(膝づめミーティング)」では、引き続き知事が地域に出向き、県の政策課題や市町の地域課題など喫緊の課題について意見交換します。	
「県と市町の地域づくり支援会議」では、地域主権社会の実現に向けた効果的な地域づくりについての調査・研究を行い、多様な主体の参画による戦略性に富んだ地域づくりの方策等の検討を進めます。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」では、県と市町が地域づくりの推進に関する全県的な課題や地域課題等を抽出し、取り組むべき課題を共有化、明確化するとともに、当該課題の解決等に向けて、連携・協働して取り組むことにより、円滑かつ効果的な地域づくりに取り組むことができる基盤を整備していきます。	

## ② 権限移譲の推進

平成 17~21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町と協議しながら、「地域課題解決型パッケージ」を中心に包括的権限移譲を推進します。特に、平成 17 年度から 19 年度までの期間は集中的に取り組みます。	国の動向等を踏まえながら、引き続き「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町と十分協議しながら、さらなる権限移譲を推進します。	(22 年度の取組を継続)

※ 目標の設定にあたっては、22 年度の目標の達成状況等により、以下の考え方を基本として 23 年度の目標値を設定しました。

### (定量的な目標の設定)

- 実績が 22 年度目標値を上回り、かつ年々上昇しているもの  
→ 22 年度目標値を上方修正したもの目標とする
- 実績は 22 年度目標値に達しているが、年度によって実績値が上下しているものや、100%など上限の数値を目標としているもの  
→ 22 年度目標値を引き続き目標とする
- 実績が 22 年度目標値に達していないもの  
→ 22 年度目標値を引き続き目標とする
- 個別の計画が策定されているもの  
→ 個別の計画の 23 年度目標値を目標とする

### (定性的な目標の設定)

- 目標とした取組を既に実施したもの  
→ 実施済みとするか、一部修正したもの目標とする
- 目標とした取組が一部実施できていないもの  
→ 22 年度目標を引き続き目標とする

## 2 県有施設に係る管理運営費について

管理運営費の一部を地元市が支出している県有施設のうち、地元市から関与のあり方について見直したい旨の要望等を受けるとともに、県議会でのご議論も踏まえ、原則として県が地元市に負担を求めないこととし、下記のとおり対応することとします。

### 1 ゆめドームうえの（担当部：政策部）

①現在の管理状況：指定管理者	伊賀市
指定期間	平成 21 年度～平成 23 年度
指定管理料	51,744 千円
②今後の取扱い：指定管理候補者	伊賀市
指定期間	平成 24 年度～平成 28 年度
指定管理料	119,700 千円（債務負担行為限度額）
※次期指定期間内に、伊賀市の支出を段階的に低減し、	
平成 29 年度から県の全額負担とする。	

### 2 みえこどもの城（担当部：健康福祉部）

①現在の管理状況：指定管理者	(財) 三重こどもわかもの育成財団
指定期間	平成 18 年度～平成 22 年度
指定管理料	377,514 千円
②今後の取扱い：指定管理候補者	(財) 三重こどもわかもの育成財団
指定期間	平成 23 年度～平成 27 年度
指定管理料	484,859 千円（債務負担行為限度額）
※次期指定期間内の平成 25 年度から指定管理者に対する松阪市の補助金が半減され、平成 28 年度からは支援を受けない。	



### 3 個人県民税対策について

平成21年度決算において、県税の収入未済額は全体で72億8,100万円余であり、そのうち約8割の58億6,700万円余が個人県民税の収入未済額となっています。

このため、現在、個人県民税対策として、特に、「県による直接徴収」と「特別徴収による加入促進」について、以下のとおり強力に推し進めています。

#### 1 県による直接徴収について

##### (1) 個人住民税特別滞納整理班の設置について

平成22年度から、税務政策室内に「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、県内10市町<sup>注1</sup>からの職員派遣とあわせて個人住民税(個人県民税+個人市町民税)の滞納案件を受け入れ、県職員と市町職員が協働し、地方税法第48条<sup>注2</sup>に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

滞納整理業務に精通した県職員を配置し、滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、一ヵ所で集中して、大量に組織的に困難案件も含めた滞納整理を実施しています。このことで、派遣市町職員の滞納整理技術の向上により、当該市町の徴収率の向上を図っています。

##### 注1：派遣受入10市町について

【一年間受入】志摩市・尾鷲市・紀北町各1名 【9ヶ月間受入】菰野町・鳥羽市各1名

【半年間受入】津市2名(半年ずつ)・東員町・川越町・大台町各1名

【5ヶ月受入】木曽岬町1名

##### 注2：地方税法第48条

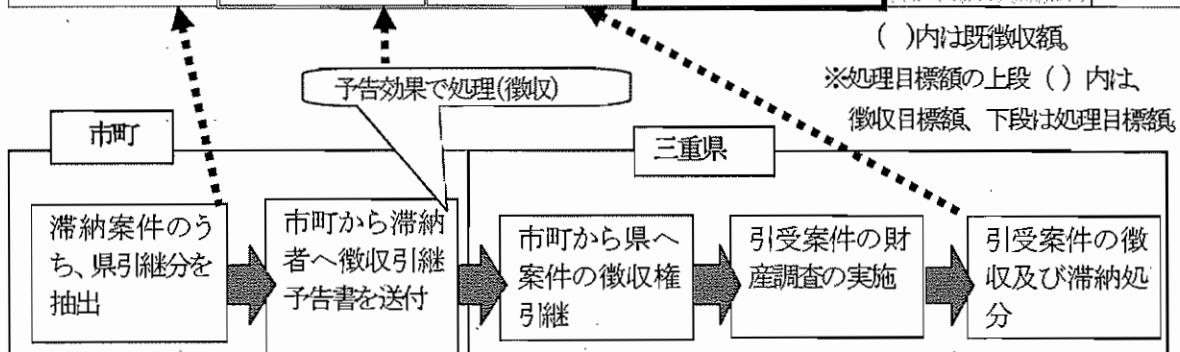
滞納となっている個人住民税については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

##### (2) これまでの取組実績について

同班の設置後10ヶ月(4月～1月)の間に、約7億2,408万円を処理(自主納付、市町の引継予告、差押の執行、納付約束等)し、約3億3,635万円を徴収しました。

取組実績等(延滞金等含む) 【平成23年1月末現在】 (単位:千円)

県引継対象額	市町予告額 A	県処理額 B	合 計 A+B	処理目標額 ※	目 標 達成率
1,022,442	(58,442) 205,486	(277,912) 518,590	(336,354) 724,077	(360,000) 820,000	93.4% 88.3%



### (3) 平成23年度の取組について

このように、同班への参加市町における個人住民税の滞納整理に関しては、大きな成果が上がっています。来年度についても11の市町<sup>23</sup>から同班への参加希望をいただいています。

しかしながら、三重県全体の個人住民税の収入未済額は約150億円(平成21年度決算)にも上っており、本県としては、当取組のさらなる拡大を図り収入未済額の削減に取り組んでいきます。

今後も引き続き、様々な機会を通じて取組の効果等について説明し、より多くの市町に参加いただくことにより、効果的な個人県民税対策を実施していきます。

#### 注3：平成23年度の参加予定市町について（計11市町）

【一年間受入】桑名市、いなべ市、志摩市、尾鷲市、紀北町各1名

【9ヶ月間受入】菰野町1名

【半年間受入】津市2名(半年ずつ)、鳥羽市、木曽岬町、多気町、明和町各1名

## 2 特別徴収による加入促進について

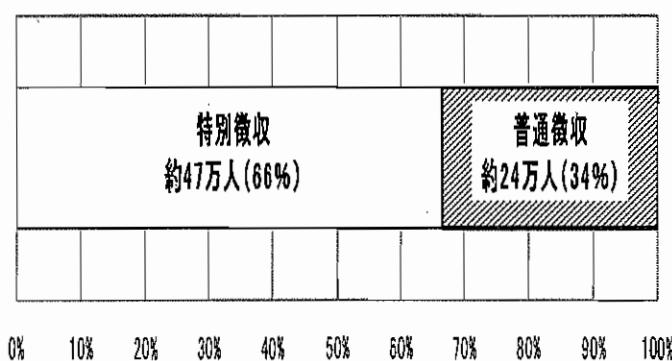
### (1) 取組の主旨

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収<sup>注4</sup>の方法によって徴収することとされていますが、依然として3割以上の給与所得者が普通徴収となっています(図1を参照)。

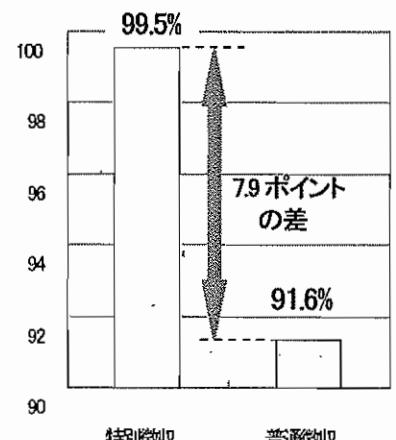
徴収率の向上及び新規滞納の発生の抑制のために、特別徴収制度の加入促進を図り、普通徴収となっている給与所得者を特別徴収に切り替えていくことが重要であると考えています(図2を参照)。

図2 徴収方法別の徴収率 (H21)

図1 徴収方法別の人数・割合 (H21)



\*特別徴収：給与所得者（特別徴収）の人数・割合  
普通徴収：給与所得者（普通徴収）の人数・割合



\*特別徴収：給与所得者（特別徴収）の徴収率  
普通徴収：すべての所得者（普通徴収）の徴収率

#### 注4：個人住民税の特別徴収

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(個人市町民税+個人県民税)を徴収(天引き)し、納入する制度です。

## (2) これまでの取組内容について

県内全市町と協働して加入促進対策を実施しており、昨年度に引き続き、特別徴収納税義務者数の10%相当数(約47,000人)の普通徴収納税義務者が対象となるよう、次の取組等を実施しました。

### 【取組実績】

取組内容	平成21年度	平成22年度
事業所への訪問又は電話による周知	936事業所	1,652事業所
事業所へ郵送等による周知	127,272事業所	125,011事業所
各種関係団体等への訪問	106ヶ所	90ヶ所
県内29市町の広報誌への掲載	11月号、12月号	11月号、12月号
県広報紙「県政だよりみえ」への掲載	11月号、12月号	11月号、12月号
県ホームページにて内容の周知	平成21年10月から実施	
取組成果(個人住民税全体)	約4.6億円 <sup>▲</sup>	(平成23年7月に判明)

### 注5：平成21年度の取組成果について

平成21年度においては、次のとおり成果があがったものと考えます。

- ①納税義務者数に占める特別徴収義務者数の割合=4.9ポイント増加
- ②個人住民税の調定額に占める特別徴収額の割合=3.8ポイント増加
- ③個人住民税の增收効果(推計値)=約4.6億円増

## (3) 平成23年度の取組について

この取組は、複数年かけて継続的に進めしていくことが重要と考えており、平成23年度以降も引き続き、市町と県が連携し、同様の取組を進め、特別徴収への切り替えを促進していく予定です。

また、県と市町で構成している「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、先行的な取組をしている自治体の事例を参考しながら、新たな促進策を検討し、特別徴収への切り替えを進め、個人住民税の滞納額の縮減に努めていきたいと考えています。



## 4 本庁舎の執務スペースの改善について

### 1 現状

平成14年度の執務スペース改善から9年が経過し、地域機関の統廃合による本庁への人員と業務の集中や緊急雇用対策事業による業務補助職員等の増加などにより、当初のフロアゾーニングが崩れ、1人当たりの執務面積も減少しています。

#### 本庁舎1人当たりの執務面積の変化

年 度	収 容 人 員	書庫・倉庫・更衣室等を含む1人当たりの執務面積
平成14年度	1, 922人	6. 44 m <sup>2</sup>
平成22年度	2, 145人	5. 81 m <sup>2</sup>

また、職員満足度アンケートにおいても、職場環境の満足度は他に比べ極めて低い状況が続いている。

#### 職員満足度アンケート結果（本庁分）

(5点満点)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全設問の平均点	2.96	3.01	3.03	3.06	3.12
設問⑯	2.33(ワースト2)	2.24(ワースト2)	2.32(ワースト2)	2.32(ワースト2)	2.39(ワースト2)
設問⑰	1.92(ワースト1)	1.83(ワースト1)	1.78(ワースト1)	1.96(ワースト1)	1.93(ワースト1)

(参考：設問内容)

設問⑯：職場の環境は快適だと思いますか。

設問⑰：休憩・休息など「ホッ」とできる場所があると思いますか。

### 2 改善方針

執務室の環境改善と効率的に業務が進められるように、

- (1) 原則1部局が1フロアまたは近接階にまとまるように配置
- (2) 1人当たりの執務面積の改善と部局間のアンバランスの改善の方針で改善を行います。

### 3 改善効果

#### (1) 原則 1部局が 1 フロアまたは近接階にまとまるように配置

##### ① 本庁舎行政棟及び栄町庁舎間で執務室の相互移転

- ・本庁舎行政棟 → 栄町庁舎 6 階 監査委員事務局
- ・栄町庁舎 → 本庁舎行政棟 8 階 教育委員会事務局福利・給与室  
(福利健康G、福祉G、年金・給付G)

##### ② 本庁舎行政棟内での集約

- ・1階、2階、4階に配置されている健康福祉部が2階と4階に集約されます。

#### (2) 1人当りの執務面積の改善と部局間のアンバランスの改善

全体としては一人当たりの執務面積が、 $5.81\text{ m}^2$ から $5.86\text{ m}^2$ に改善され、平均を下回っていた部局の執務面積が改善されます。

#### (3) その他

本庁舎1階は原則、来庁者や職員の利便を図るフロアと位置付け、それらの窓口となる関係室及び共用会議室を設置します。

### 4 実施時期

平成22年度中に改修工事・移転を完了し、平成23年4月1日から新たな配置で業務を行うこととします。

## 5 一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付について

### 1 入札対象となる自動販売機

県有施設に設置されている自動販売機は332台あります。

このうち、

- ① 身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法等の法令により、県に設置を許可するよう努力義務が課せられている福祉団体等が設置する自動販売機
- ② 指定管理者制度を導入している施設に当該指定管理者が設置する自動販売機
- ③ 施設内の食堂、売店等が経営上一体的に設置している自動販売機
- ④ その他法令等による特別な理由により設置している自動販売機

を除く、140台について、新年度から自動販売機設置場所を貸し付けるため的一般競争入札を、各所属で今年度末までに行うこととしています。

### 2 入札の実施状況

平成23年2月末現在で、37所属で計87台の入札が終了し、3年間の契約金額は1億700万円余となっており、以前の目的外使用許可における使用料に比べ、約39倍となっています。

なお、この中には、災害対応型自動販売機やユニバーサルデザイン対応型自動販売機の設置が予定されています。

引き続き、年度末までに残り53台の入札を完了し、新年度からの貸付を開始いたします。

【参考】自動販売機設置場所貸付入札実施状況（平成23年2月末現在）

入札実施所属数	自動販売機 設置台数	契約金額 ①	従前の使用料 ②	倍率 ①/②
37 所属	87 台	107,146,959 円	2,739,862 円	39.1



## 6 伊勢庁舎建設スケジュールについて

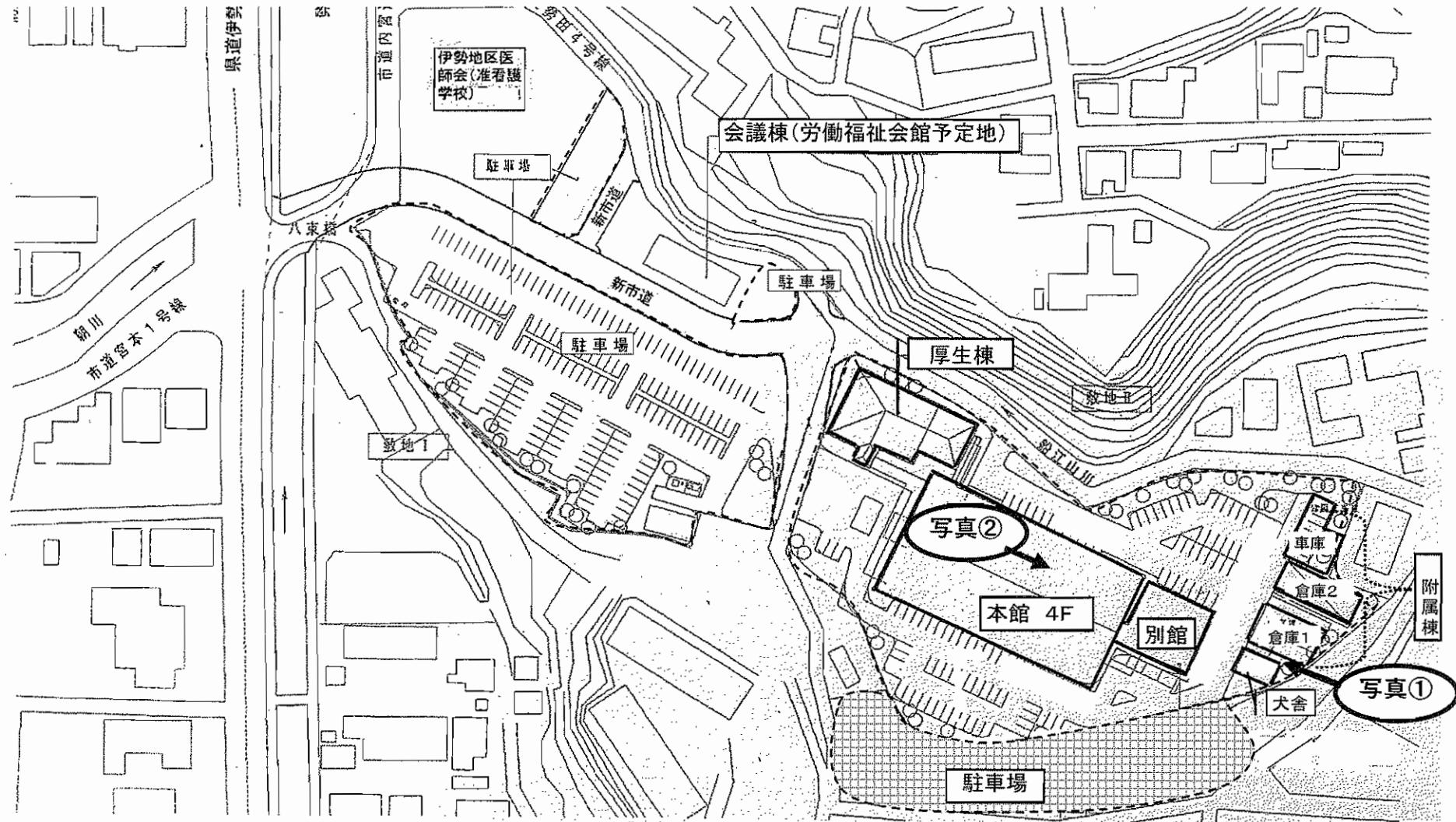
平成23年3月

工事名	23年度												24年度												25年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
三重県伊勢庁舎	本館等建設工事 (本館、別館、犬舎ほか)												引 越 し												25年度											
	附属棟建築工事 (倉庫1、倉庫2、車庫)												引 越 し												25年度											
	旧庁舎解体工事												旧庁舎解体工事Ⅰ												25年度											
	外構工事												外構工事												25年度											

※移転補償により取得した土地については、住民の方々の移転が全て完了次第、住宅解体工事、駐車場整備工事に順次取りかかる予定

※外構工事については、市道工事との工程調整が必要

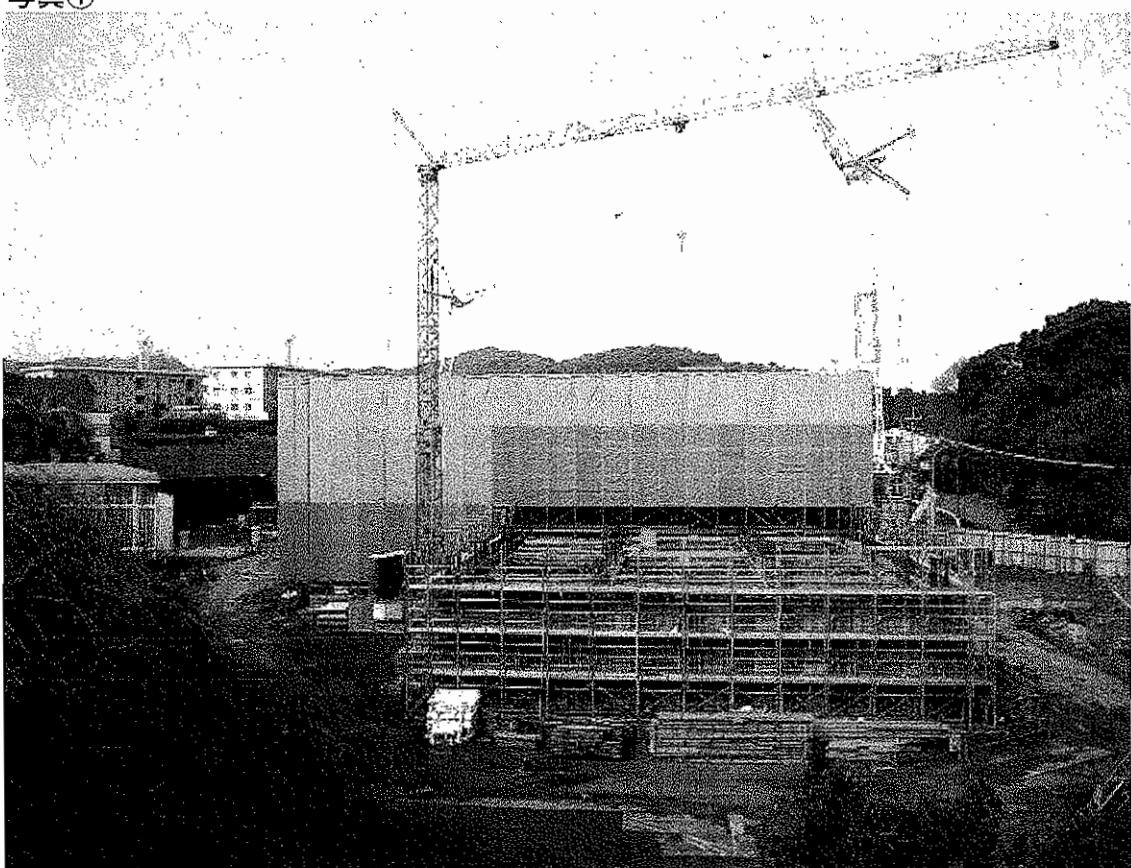
## 新伊勢庁舎配置図



## 工事現況写真

(平成23年2月末現在)

写真①



(別館側全景)

写真②



(本館1階内部)



## 7 平成21年度包括外部監査結果に対する対応結果（総務部関係）について

テーマ・区分・内容	対応結果
テーマ 「公の施設の管理運営及び指定管理制度の事務の執行」	
I. 全般的な監査結果	
(1) 指定管理者制度による住民サービスの向上と行政コストの縮減について【意見】	<p>今回監査対象とした施設の中には、提出された事業報告書においては収支差額が0円であっても、実際は一部の費用を指定管理者の他の事業で負担しており実質赤字である、というケースがあった。また、制度導入当初から指定管理者と県との間で必要なサービスについての認識のずれが埋められないまま、収支赤字となつた施設もあった。</p> <p>指定管理業務に費やされたコストを直接間接問わず可能な限り漏れなく集計し、その上で、県と指定管理者双方が議論を尽くして、現状のサービスを維持するために必要なコスト、指定管理者の提案する新たなサービスの実現に必要なコストを見極めた上で、次回の指定管理期間の指定管理料に反映させるというステップを踏むことが望まれる。</p>
(2) 指定管理者制度全体の評価について【意見】	<p>指定管理者制度の目的であるコスト縮減と住民サービスの向上について制度全体として総括的な評価検討がされていない。</p> <p>コスト面からすれば、指定管理者制度導入前と導入後の行政コスト全体での比較をし、その上で、単に増加減少という事実のみでなく、その内容について分析することが重要である。例えば全体として増加しているのであれば、なぜ増加しているのか、削減する余地はないのかについて検討する必要がある。</p> <p>住民サービスの向上についても、指定管理者制度全体からみた評価が望まれる。仮に全体のコストが増加していたとしても、指定管理者制度導入が住民サービスの向上に寄与していると評価されるのであれば、その意義はあったと判断できるであろう。逆に住民サービスの向上に寄与していないと評価されるのであれば、その原因を分析し、全体及び個別の施設に関する指定管理者制度の在り方について再考すべきであろう。</p>

### (3) 指定管理者の評価について【意見】

指定管理者を評価する指標として、集客施設の多くにおいて利用者数が用いられているが、住民サービスの向上を持続させる観点からはリピーターを増加させることが重要である。

また、利用者数により評価する際にも、利用人数を左右する重要な要素や過去の実績数値の根拠情報を入手し、成果目標の数値が真に実現可能な目標数値となるべく、県と指定管理者による十分な協議が望まれる。

さらに、財務指標についても、減免した利用料金は収入額に算入されないが、減免額を明らかにすることで、施設の真の努力成果をより適切に把握できるものと考えられる。

指定管理業務の成果目標（指標及び目標数値）については、住民サービスの向上度を適切に把握するものとなっているかなど、県と指定管理者が十分に協議して定めるよう徹底しました。

また、指定管理者事業報告様式等において減免額を明らかにすることにより、指定管理業務の成果をより適切に把握できるようにしました。

### (4) 県による指定管理者の監督について【意見】

県による指定管理者の監督の手法及び施設管理の要求水準について、現状は所管部局の判断に委ねられているが県全体で共通化することが望まれる。

#### (1) 月次報告、事業報告及び現地視察等について

施設の管理運営状況に関する事業報告の確認や現地視察について、どの担当者が実施しても同水準の結果が得られるよう、県全体として、最低限所管部局が確認すべき事項に関して共通化することについて検討を行うことが望まれる。

#### (2) 業務運営上必要となる手順書等の整備について

指定管理者は、料金收受を含む資金管理、備品管理、施設の巡回点検等、施設の日常管理にあたり、予め自らルールを決めている。しかし、そのルールについて水準はばらばらであり、文書化されていない施設もあった。三重県の指定管理者として最低限守るべき業務運営手法をまとめ、現状の指定管理者の業務運営において不足がないかどうか検討することが望まれる。

#### (3) 集客施設における賠償責任保険について

集客施設における利用者への賠償責任保険については、その補償範囲、条件等さまざまである。これは、施設の目的や利用者数がそれぞれ異なるため当然のことであるが、その決定に至るまでのプロセスも、指定管理者ごとに異なっている。県の施設として一般的に想定されるリスクのうち、保険によりカバーすべき要素を把握し、個別施設ごとに付加すべき条件を所管部局で検討する。その上で、指定管理者が、こうして検討された条件を満たす保険を選択するという段階を踏むことが望まれる。

県全体として最低限確認すべき事項をリストアップとともに、実施の頻度や方法等についてマニュアルを作成し、会議等の場を通じて周知徹底しました。

確認項目の中に、指定管理者が業務上必要となる手順書等についても記載しました。また、賠償責任保険の検討手順についてもまとめ、県と指定管理者で検討したうえで保険でカバーすべきリスクを選択するよう、周知しました。

## (5) 県と指定管理者のリスク分担・役割分担について【意見】

個別施設の現場視察を実施する中で、県と指定管理者の役割及び分担が曖昧になっていると思われる事項があった。

### (1) リスク分担に係る個別事案の文書化について

施設の補修修繕等について、「一件〇〇円を超えない範囲」について指定管理者の負担とすることが定められていることが多い。この「一件」の解釈が、その都度対応するか何件かまとめて対応するか明確になっていない。このように、県と指定管理者のいずれが負担すべきか解釈が必要となる問題に関し、少なくとも同種施設の同一事例については同一の取扱いがなされるべきであり、こうした問題が発生した場合、県は指定管理者に対し、口頭で指示するのみでなく文書にして残すような仕組みづくりが望まれる。

### (2) 県有備品の管理について

年度末等に行う備品現物の実査について、県と指定管理者のどちらが行うか役割分担を明確にしておくべきである。

施設の修繕負担のように、個別の事例により判断を行う必要があるものについては、取扱事例を蓄積して府内で情報共有する仕組みを作りました。また、県有備品の管理については、定期的な現物確認も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付けました。



## 8 平成22年度包括外部監査結果について

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### (2) 選定されたテーマ

「研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」

##### 【選定された理由】

三重県には、現在6つの研究開発機関があり、保健環境、林業、工業、農業、畜産及び水産の各分野において試験研究が行われており、いずれも県の経済・産業の活性化、暮らしの安全・安心を確立するための重要な基盤となるものであるとともに、毎年度多額の支出が行われているところであるが、事業目的や成果が県の施策、県民のニーズに沿っているか、財務事務が関係法令等に準拠して執行されているか、経済性、効率性が阻害されていないかについて、監査が必要としてテーマが選定されました。

#### (3) 監査対象期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成22年度予算額も参考とする。)

### 2 監査の結果

外部監査の結果、「各研究開発機関の意見及び指摘」においては、【結果】が26件、【意見】が71件、「研究所共通の意見及び指摘」においては、【結果】が1件、【意見】が8件合計106件の指摘を受けました。

※ 【結果】とは、法令・規則等に準拠していないなど客観性が強い指摘事項。

※ 【意見】とは、監査人の主観的判断に基づく検討を要すべき事項。

### 3 包括外部監査結果の対応スケジュール

	平成 22 年度監査について	(参考) 平成 21 年度監査について
監査テーマ	○研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理	○公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行
平成 23 年 1 月	○1 月 14 日 議会、知事、監査委員、教育長へ 監査結果報告書を提出  ○監査委員は、包括外部監査の結果 報告を公報へ掲載	
平成 23 年 第 1 回定例会 2 月会議	○関係部局が、各常任委員会で平成 22 年度包括外部監査の結果及び その対応方針を報告  ・各研究機関及び研究所共通の監査 結果 健福、環境、農商、出納	○関係部局が、各常任委員会で平成 21 年度包括外部監査報告に対する 対応結果を報告  ・全般的な監査結果 総務 ・個別施設の監査結果 政策、生活・文化、健福、環境、 農商、県土、教育
平成 23 年 4、5 月		○関係部局の対応結果を総務部が 取りまとめ、監査委員へ報告（公 報へ掲載）
平成 24 年 第 1 回定例会 2 月会議	○関係部局が、各常任委員会で包括 外部監査の結果報告に対する対 応結果を報告	
平成 24 年 4、5 月	○関係部局の対応結果を総務部が 取りまとめ、監査委員へ報告（公 報へ掲載）	

#### 【参考】地方自治法の規定

※ 1 包括外部監査結果の報告（252 条の 37 第 5 項）

包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、  
長及び監査委員に提出しなければならない。

※ 2 包括外部監査結果の公表（252 条の 38 第 3 項）

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これ  
を公表しなければならない。

※ 3 包括外部監査結果対応の公表（252 条の 38 第 6 項）

当該監査の結果報告の提出を受けた長は、講じた措置について、監  
査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければ  
ならない。

## 第2 外部監査の結果

外部監査の結果、「各研究開発機関の意見及び指摘」においては、【結果】が26件、【意見】が71件、「研究所共通の意見及び指摘」においては、【結果】が1件、【意見】が8件、であった。

(注) 三重県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項は【結果】とし、監査人としての意見を述べたものを【意見】としている。

### 1 各研究開発機関の監査の意見及び指摘

#### 1. 保健環境研究所

##### (1) 給与・人事業務について

ア 勤務予定報告の押印漏れについて【意見】

##### (2) 委託契約事務について

ア 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】

イ 1者応札の契約に関する取扱について【意見】

##### (3) 切手の管理について

ア 切手の保有高について【結果】 【意見】

##### (4) 研究室のセキュリティについて【意見】

##### (5) 備品の管理状況について

ア 備品シールの付されていない備品について【結果】

イ 備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について【意見】

##### (6) 鉱泉分析手数料の改訂について【意見】

##### (7) 鉱泉分析の手数料表示について【結果】

##### (8) 研究評価に関するホームページの説明について【結果】

##### (9) 研究評価に関する追跡評価について【意見】

#### 2. 林業研究所

##### (1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について【結果】

##### (2) 委託契約事務について

ア 1者応札の契約に関する取扱について【意見】

イ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】

##### (3) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱について【意見】

##### (4) 毒劇物等(農薬を含む)の管理について

ア 毒劇物等の受払簿の運用状況について【結果】

イ 鍵の管理について【結果】

ウ 研究室のセキュリティについて【意見】

- (5) 備品の管理状況について【結果】
- (6) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】

### 3. 工業研究所

(本所)

- (1) 設備機器等の開放について
  - ア 設備機器等使用の許可について【意見】
  - イ 設備機器等の稼働状況について
    - (ア) 設備機器の有効活用について【意見】
    - (イ) 設備機器等の廃棄について【意見】
- (2) 競争的研究プロジェクト受託事業収入について
  - ア 委託先選定理由の文書化について【意見】
  - イ 共同参加企業の選定業務のマニュアル化について【意見】
- (3) 知的財産の申請について【意見】
- (4) 分析試験手数料・機器使用料の改訂について
  - ア コストを勘案した料金設定について【意見】
  - イ 料金改定検討過程の文書化について【意見】
  - ウ 機器使用料の弾力的改訂について【意見】
- (5) 生産物売扱い価格について【意見】
- (6) 給与・人事業務について
  - ア 出勤簿の押印漏れについて【意見】
  - イ 休暇残日数の管理について【意見】
- (7) 委託契約事務について
  - ア 予定価格算定の根拠について【意見】
  - イ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
  - ウ 発注規模の見直しについて【意見】
- (8) 研究課題の評価と予算の関連性について【意見】
- (9) 備品の管理について
  - ア 現物実査
    - (ア) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ【結果】
    - (イ) 備品台帳への記載漏れ【結果】
    - (ウ) 備品シールの添付漏れ【結果】
    - (エ) 廃棄予定の物品について【意見】
- (10) 薬品の管理状況について
  - ア 研究室のセキュリティについて【意見】

(金属研究室)

- (1) 領収書の連番管理について【結果】
- (2) 建物の防火対策について【意見】
- (3) 公有資産台帳と登記簿の整合性について
  - ア 地目の相違について【意見】
  - イ 地積の相違について【結果】
- (4) 毒物と劇物の管理について
  - ア 耐震について【意見】
  - イ 毒劇物の現物実査
    - (ア) 毒劇物の処分について【意見】
    - (イ) 保管量調査報告書の数量について【意見】

(注) 烟業研究室及び烟業研究室伊賀分室について、単独の指摘事項はない

#### 4. 農業研究所

(本所)

- (1) 委託契約事務について
  - ア 単価契約の契約方法について【意見】
  - イ 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
  - ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (2) 生産物の販売収入について
  - ア 生産物の払い下げ基本価格の設定について【意見】
- (3) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】
- (4) 備品購入費について【意見】
- (5) 請負工事費について【意見】
- (6) 指定管理薬品（農薬物及び毒劇物）の管理について
  - ア 農薬の受払簿の運用状況について
    - (ア) 使用履歴の受払簿への記載漏れ【結果】
    - (イ) 使用期限の過ぎた薬品の処分について【意見】
- (7) 備品の管理について
  - ア 備品登録のされていないパソコンについて【結果】
  - イ 廃棄予定の物品について【意見】
- (8) 連番管理されていない生産物売却時の領収書【意見】
- (9) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】

(茶業研究室)

- (1) 薬品の管理状況について
  - ア 薬品棚の鍵の管理について【結果】
  - イ 農薬の受払簿の管理について【結果】

- ウ 実地棚卸の記録について【結果】
  - エ 毒物、劇物使用についての事前承認【意見】
  - オ 廃棄予定の農薬について【結果】
  - カ 薬品保管庫・農薬保管庫の鍵の保管について【意見】
  - キ 分室に対する管理体制について【意見】
- (2) 公有財産台帳と登記簿の整合性について【結果】

(紀南果樹研究室)

- (1) 農薬の管理状況について
- ア 使用期限の切れた農薬について【意見】

(伊賀農業研究室)

- (1) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】
- (2) 毒物、劇物、危険物の管理について
  - ア 水田部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【結果】
  - イ 果樹部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【意見】
  - ウ 薬品（試薬）受払簿の記載方法について【意見】

## 5. 畜産研究所

- (1) 委託契約事務について
  - ア 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
  - イ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (2) 毒劇物等の管理方法について
  - ア 薬品の受払簿の運用状況について【結果】
  - イ 毒物・劇物・農薬の施錠管理について【意見】
- (3) 納品書の連番漏れについて【結果】
- (4) 物品売扱収入について
  - ア 松阪牛枝肉ネットオークションに関する契約について【意見】

## 6. 水産研究所

(三重県水産研究所)

- (1) 委託契約事務について
  - ア 入札審査会の議事録について【意見】
  - イ 1者応札の契約に関する取扱について【意見】
  - ウ 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】
- (2) 薬品の管理方法について
  - ア 薬品の受払簿の運用状況について【結果】
  - イ 薬品庫の鍵の管理について【意見】

- ウ 薬品の計量方法について【意見】
- エ 塩化カリウムの保管について【意見】
- (3) 通帳について【意見】
- (4) 歳入について
  - ア 雑入について【意見】
  - イ 共同研究の事業費の積算について【意見】
- (5) 支出について
  - ア 執行伺の決裁日付の記載漏れについて【結果】

(尾鷲水産研究室)

- (1) 掛売カードの管理について【意見】

(鈴鹿水産研究室)

- (1) 毒物、劇物の管理について
  - ア 実地棚卸について【結果】【意見】
  - イ 毒物、劇物の保管状況について【意見】
  - ウ 毒物、劇物の保管状況について【意見】

## 2 研究所共通の意見及び指摘

- (1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について  
予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。【意見】
- (2) 知的財産の管理
  - ア 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について  
三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていなかった。組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項について

は業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。【結果】

イ 知的財産に係る台帳の充実化について

知的財産について各年度の収入、登録補償金及び登録料が記載された管理台帳が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。【意見】

ウ 知的財産継続保持の判断について

特許権継続の判断について、内規等により目安を例示することが望ましい。【意見】

エ 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて

知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権の各取扱要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。知的財産に係る使用料を算定するための実施工率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい。【意見】

(3) 研究テーマごとの支出把握について

一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っている。研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るために重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。

研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人工費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていない。いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という側面については計られていない。研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行なうことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。【意見】

#### (4) 契約履行能力の確認について

平成21年度において、委託先として選定した事業者が倒産したため、委託事業を続行できなくなった案件が発生した。入札資格は、三重県会計規則第61条において規定されているが、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。【意見】

#### (5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて

三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの管理者は「情報セキュリティ対策基準」に基づき、各機関の情報資産や業務の重要性に応じて、情報セキュリティ対策の具体的な手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定するものとされている。「情報セキュリティ実施手順」の作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。

「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、工業研究所が独自マニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。

個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。【意見】

#### (6) 固定資産に対する付保状況について

今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研究所及び車両の自賠責保険を除く）については保険には一切加入していない。

高額の精密機器が故障するリスク等について勘案し付保を検討する必要があると考えられる。全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。【意見】

## 9 審議会等の審議状況について

(平成22年11月25日～平成23年2月13日)

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成22年12月1日	平成23年1月5日
3 委 員	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 外4名	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 外4名
4 諒問事項	移行認定申請に係る意見交換	移行認定申請に係る諒問 (1件)
5 調査審議結果	・今後の諒問案件の見込みについて、意見交換を行った。	・移行認定申請があった法人は、 公益認定の基準に適合すると 認めるのが相当であると答申 を決定した。 ・今後の諒問案件の見込みについて、意見交換を行った。
6 備 考		